

「研究活動面における社会との連携及び協力」評価報告書

(平成13年度着手 全学テーマ別評価)

東京芸術大学

平成15年3月
大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」について

1 評価の対象

本テーマでは、大学等が行っている社会貢献活動のうち、社会一般を対象として連携及び協力を意図して行われている研究活動面での社会貢献について、全学的（全機関的）組織で行われている活動及び全学的（全機関的）な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（短期大学を除く 99 大学）及び大学共同利用機関（総合地球環境学研究所を除く 14 機関）とした。

2 評価の内容・方法

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 3 つの評価項目により実施した。

研究活動面における社会との連携及び協力の取組
取組の実績と効果
改善のための取組

3 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構に提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会に取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月末に評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月末に評価結果を確定した。

4 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「研究活動面における社会との連携及び協力に関するとらえ方」及び「研究活動面における社会との連携及び協力に関する目的及び目標」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
- ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

（「取組の実績と効果」の評価項目では、「貢献して」を「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価の対象とした取組や活動、評価に用いた観点、評価の内容及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学等において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

5 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：東京芸術大学
- 2 所在地：東京都台東区
- 3 学部・研究科・附置研究所等の構成
(学部)美術学部,音楽学部
(研究科)美術研究科,音楽研究科
(附置研究所等)大学美術館,奏楽堂
- 4 学生数及び教員総数
学生総数 2,897 名 教員総数 208 名
- 5 特徴

本学は、開学以来、我が国の芸術教育研究の中核として、古来からの伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家を輩出してきた。彼ら芸術家は一方で優れた芸術性を発表する傍ら中等から高等に亘る教育者として芸術文化の継承と発展に寄与してきた。総じて我が国の文化土壌の醸成、情操と創造性ある社会の形成と、国際社会における国際親善及び国際交流にも大きな貢献をしてきた。

これらの貢献は、一に優れた芸術家を教育、育成することで果たし得てきたが、今日における大学の貢献は、多くの市民に対して身近に芸術文化の教育、啓蒙の直接的関与の担い手として役割を果たすべき時代であり、本学は教育研究と同様、社会貢献を重要な柱として位置付け、社会に開かれた大学として様々な取組を行っている。

本学は、教育研究の成果、すなわち教官、学生の創作や演奏等の研鑽の成果を、展覧会や演奏会等の方法により、社会に積極的に公開している。また、本学の教官は、教育者であると同時に我が国有数の芸術家でもあって、その研究成果の発表が、学内外において継続的・積極的に行われていることは言うまでもないが、これらは本学の社会貢献活動であると同時に、我が国における芸術文化の普及活動でもある。

本学における芸術教育(人材養成機能)は、正規の課程に在籍する学生を対象とするのが基本であるが、生涯学習への対応や多様な学習要望等に応ずる観点から正規学生以外の、社会の幅広い層を対象とした芸術教育は、我が国唯一の国立芸術大学として積極的に取り組むべき使命であり課題である。これらの使命、取組が、ひいては本学の教育研究にもはね返ってきて、結局は学外・学内各々の芸術文化振興と教育研究のさらなる向上に資するものと確信している。

研究活動面における社会との連携及び協力に関するとりえ方

大学等から提出された自己評価書から転載

1 「研究連携」に関するとりえ方

文化振興マスタープラン(平成10年3月31日文化庁策定)に謳われているごとく、新しい世紀には、こころを豊かにする活動が特に求められている。とりわけ、国民生活や社会を支える基礎として、創造性が求められる科学技術と文化の重要性は急速に高まってきており、日本人の創造性を核とした文化的な要素を社会の中で充実させることが急務となっている。

本学は、芸術文化の担い手として、「広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究」(学則第1条)を行うことを目的とし、創造力と感性豊かな人間性とを兼ね備えた人材の育成をするとともに、芸術文化の普及発展につとめてきた。

そもそも文化とは、人間の営みの上で、社会に活力をもたらす、潤いを与え、人間形成に大きく寄与し、社会に拠り所を与え、社会の地位を高め、社会に誇りを与えるものである。そして、こうした文化の役割を根元的に支えるもののひとつである芸術も又、社会との関わり無しには存在しえない。すなわち、芸術は本質的に社会との相互関係、相互作用をその中に持っているのである。

従って、芸術の教育研究を行うことは、例えば、芸術作品や演奏が常に社会からの批評に晒されるなど必然的に社会との関わりの上に成り立つものであり、社会から全く離れた芸術教育研究は想像することすら難しい。

本学は、こうした、常に社会と相互に作用する芸術の本質を深く認識し、教官・学生を問わず、常に社会との連携及び協力を視野に入れながら教育研究を行うことを責務として捉えている。

2 取組や活動の現状

「社会と連携及び協力するための取組」

こうした観点から、本学では、次のような社会と連携・協力して行う活動を積極的に推進してきている。

展覧会や演奏会等による、教育研究成果、すなわち教官・学生の創作や演奏等の社会への積極的公開

国内外の芸術家との交流

国・地方自治体と共同で芸術活動

民間の美術団体・演奏団体と共同して芸術活動

各種催し物(展覧会、オーディション、コンクール等)の運営・審査などへの積極的参加

その中で具体的には、次のようなものが挙げられる。

(1)国・自治体・研究機関との研究協力

東京文化財研究所(独立行政法人) / 受託研究の受入
教育委員会 / 音楽教育における「授業研究」及び教育現場での「調査研究」

中国の敦煌研究院研究員の受入等

宇宙開発事業団との共同研究

吉川市・台東区との受託研究

(2)民間(団体及び個人)との研究協力

伝統技能保持者等との交流

学外の演奏家・演奏団体との演奏活動

米津寺との受託研究

(3)民間資金による教育研究の推進

美術学部の教育研究奨励 / 五都美術商連合会, エイボン女性文化センター

日本画研究室の教育研究奨励 / 山中奨学寄付金

漆芸研究室の教育研究奨励 / 三菱財団・高島奨学寄付金等

(4)研究成果情報及び研究者情報の公開・提供

美術・音楽両学部での教官総覧の刊行

ホームページでの研究室・教官情報の公開

美術・音楽両学部での紀要の定期刊行

本学所蔵の有形文化財の公開・学外貸出・巡回展

附属図書館の稀覯書・博士論文等の公開

和声教科書の刊行等

「研究成果の活用に関する取組」

上述の社会と連携した研究活動や、或いは、教官の個人的研究活動、或いは、学内における教育研究活動から生まれた研究成果は、様々な場面において積極的に活用が図られるとともに、さらに、本学では、これらの研究成果を内外に発信して、芸術文化の普及・発展を目的とした全学的な取組を積極的に推進してきている。

特に、「研究活動及び研究成果の提供・活用の場」として唯一の国立芸術大学である本学に創設された大学美術館及び奏楽堂は、「開かれた魅力ある大学づくり」の中核的な施設として位置づけ、学外の有識者の参画を得て運営されてきており、優れた文化活動の展開とその発信を目指して、多様で、かつ、意欲的な取組が行われている。

(1)伝統芸術の継承のための人材養成への貢献

「埋蔵文化財発掘技術者専門研修会」

「国宝修理装こう師連盟研修会」等への講師派遣

「石川県立輪島漆芸技術研究所」「石川県九谷焼技術研究所」「金沢市文化創造財団」

「金沢卯辰山工芸工房」「香川県漆芸研究所」等での伝統

技術継承のための指導

「観世会」「NHK」「邦楽研修会」での伝統芸能指導 等

(2)芸術文化の普及・向上のための参加

法務省主催「社会を明るくする運動」ワークショップの実施

文化庁芸術事業(芸術祭, 芸術総合体験事業等)における演奏協力

○「調布市市民カレッジ」「かわさき市民アカデミー」「妙高四季彩芸術学校」「大分県文化振興財団・演劇鑑賞」等への講師派遣等

(3)大学美術館と奏楽堂における研究成果の発表・発信

大学美術館及び奏楽堂では、教官・学生の「創造・表現する行為 = 研究成果」を公開展示、又は演奏することにより、大学における研究成果を提供・公開するとともに、芸術の普及・向上に資している。その一部を小中学生に対しては無料で開放し、将来を担う世代の意識向上の一助としている。

<大学美術館>

「現職教官展」「退官教官展」「教官と内外作家との共同展」等の開催

「卒業制作展」「修了制作展」「博士展」等の開催

本学所蔵の有形文化財の公開展示等

<奏楽堂>

内外の優れた演奏会活動の企画、開催

洋楽・邦楽部門による東西の音楽の融合や共同の試み

プログラム・ノート等の媒体を利用した演奏と研究の共同作業の成果の紹介

二期会等学外芸術団体との共催による上演等

(4)各種催物への参画

文化庁メディア芸術祭の実行委員

「日本伝統工芸展」「全国和紙画展」等の監査委員・審査委員

「日本音楽コンクール」「仙台国際音楽コンクール」「園田国際コンクール」等の審査員

研究活動面における社会との連携及び協力に関する目的及び目標

大学等から提出された自己評価書から転載

1 目的

本学は開学以来、芸術文化を担う人材養成などの拠点として、日本の芸術文化を指導・育成できる優れた人材を輩出してきた。又、唯一の国立の芸術大学として、我が国芸術文化の継承と発展に貢献してきている。さらに、本学では社会の様々なレベルとの「研究連携」を踏まえながら、芸術文化の普及、発展に努めているところである。

新しい世紀を迎えて、人の《こころ》を見直しそれを豊かにすることがもっとも大切な社会になった。芸術はこの《こころ》という問題に直接関与するものである。そもそも芸術の要諦は優れた自己表現によって人間精神を活性化し、心豊かな社会を作るところにある。本学の果たすべき役割は一重にこの点に関わっていると認識している。

- 芸術を通じて《こころ》を高めること
- 芸術をより身近なものとして理解してもらうこと
- 芸術文化を担う人材を育成し継承すること
- 芸術文化を創造し、普及、発展させること
- 芸術に関わる教育研究の質を高めること

本学は、上記5項目に集約される「目的」を持ち、心豊かな社会環境醸成に寄与すべく、芸術文化の創造と人材育成機関として、学生・教官の積極的な学外の催物参加、学外の芸術家・芸術団体・諸機関などとのコラボレーション促進など、様々な企画の立案・実施に当たっているが、今後、それらの活動内容を可能な限り拡充していくことが必要であると考えている。

2 目標

目的で示された意図を実現するため、芸術文化の創造・継承・普及・発展・人材養成等を目標とした具体的な活動を実施し、取り組んでいる。

(1)全学的に取り組んでいる活動

全国市町村等からの要請に応じ、芸術講座への講師派遣や展覧会及び演奏会等を積極的に行う。

地元台東区との文化交流協定により、地域住民に対して美術教室や演奏会等を行う。

地元取手市との文化交流協定により、地域住民に対して美術及び音楽教室、展覧会及び演奏会等を行う。また特にアートプロジェクトを提案、地域住民と共に考

え、創造あるいは鑑賞の機会を提供する。

教育委員会等との連携、シンポジウム、フォーラム等を促進する。

ワークショップ、芸術祭、音楽祭等の企画を促進する。学外の多様な分野の芸術家とのコラボレーションを促進する。

優れた芸術家を招聘し、教育研究の質的向上を図る。

職業人を研究員・研修員・受託生として積極的に受け入れる。

職業人を対象にした集中研修・フォーラム等を積極的に実施する。

一般市民を科目等履修生として積極的に受け入れる。

一般市民を対象にした公開講座を定期的に開設する。

「研究成果の活用に関する取組」で示した『美術館活動』を積極的に行う。

「研究成果の活用に関する取組」で示した『奏楽堂活動』を積極的に行う、等。

(2)学部・学科および教官個人で行われている活動

新潟県妙高高原町等が主催する「夏の芸術学校」に人材を派遣し、優れた芸術を体験できる機会を提供する。

長野県高遠町が主催する「記念音楽祭」に音楽学部学生オーケストラを派遣し、優れた芸術鑑賞の機会を提供する。

朝日新聞厚生文化事業団が主催するチャリティーコンサート「メサイア公演」へ全面的に協力し、ボランティア演奏を行い芸術鑑賞の機会を提供する。

三重県指定候補文化財の調査

古美術の修復・保存の技術提供を促進する。

各種音楽祭に講師或いは演奏者として参加し、優れた芸術鑑賞・芸術体験の機会を提供する。

研究状況、研究成果の学外公開をより積極的に推進する。

研究資料のインターネットを活用した学外公開を推進する。

等

評価項目ごとの評価結果

1. 研究活動面における社会との連携及び協力の取組

目的及び目標の達成への貢献の状況

「社会と連携及び協力するための取組」を運営・実施するための体制や教官個人で行う活動をサポートする体制として、大学美術館運営委員会(両学部委員)、大学美術館評議員会(学外識者)、演奏芸術センター運営委員会(両学部委員・学外委員)、演奏委員会(音楽学部委員)等で、各部署・各研究室・教官個人から提出された企画を基に検討、実施、サポートしており優れている。

宇宙開発事業団、県・市町村等の自治体・研究機関との共同研究や、自治体との受託研究、また、東京文化財研究所の受託研究の受入れが実施されており相応である。

内外芸術家・伝統技能保持者との交流として、大学美術館においては、「間 - 20 年後の帰還」展や「よみがえる日本画 - 伝統と継承・1000 年の知恵 -」、奏楽堂やその他においては、「室内楽特別演奏会(共演 Hugo Wolf 弦楽四重奏)」や「オペラ「あだ」(演出：観世榮夫、振付花柳寿美、Tenor:大間知覚他)」等により種々の交流が行われている。また、個人の活動として、日展・院展等の各種団体主催展や、NHK 交響楽団等、各種演奏会での指揮、独奏、独唱などの様々な芸術交流活動が活発に行われており優れている。

芸術の創造活動による社会との連携・協力として、地元取手市との文化交流協定によるストリートアートステージや炎の祭、壁画作成、取手アートプロジェクト、創作展、演奏会が行われており、また、台東区との文化交流協定による美術教室や各種コンサート等が継続的に行われており優れている。

芸術の創造活動における研究成果の活用として、各種展覧会・コンクール等の審査委員、各種催物企画運営等がそれぞれ国、自治体および海外で実施されており優れている。

芸術文化の継承による社会との連携・協力として、音楽学部での二期会等、学外芸術団体等との競演・協力による演奏会や邦楽フォーラムによる 21 世紀の学校邦楽教育について演奏・授業のデモンストレーションなどが行われており相応である。

芸術文化の継承における研究成果の活用として、美術学部においては、埋蔵文化財発掘技術者専門研修会、各

自治体の伝統工芸に関わる研究機関・工房等への講師派遣等が実施されている。また、音楽学部においては、教育委員会、NHK 邦楽技能者育成会や日本ピアノ教育連盟への講師派遣等が実施されており相応である。

芸術文化の普及・発展による社会との連携・協力として、美術学部紀要及び音楽学部紀要の刊行(年 1 回)、公開講座の開講(平成 13 年度 21 講座開講)、全国各地での音楽監督・芸術団体主宰、国、自治体や海外における各種展覧会及びコンクール審査活動等が実施されており相応である。

芸術文化の普及・発展における研究成果の活用として、各自治体主催の「こころのうた、ふるさとのうた」(長野県飯山市主宰)審査委員長、「ケibel先生とその時代」実行委員(台東区)等の催し物での審査・企画運営参画等が行われており相応である。

芸術文化の人材養成による社会との連携・協力として、民間との研究協力、教育委員会との共同による各種講座、邦楽フォーラム、音楽祭講師活動、保存修復技術や邦楽における技術伝授、和声教科書の刊行等の多彩な活動が長年継続して実施されており優れている。

芸術文化の人材養成における研究成果の活用として、国立公文書館専門職員養成課程講師(文化財測定学)、香川県漆芸研究所研究員に対する漆工芸指導講師等、国や自治体主催の地域文化振興に技術指導・演奏・審査・講師・選考活動など様々な面で参画しており優れている。

貢献の程度(水準)

これらの評価結果を総合的に判断すると、取組は目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、特色ある取組、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。

2. 取組の実績と効果

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

平成12年度及び平成13年度に実施された宇宙開発事業団との共同研究による実績として、宇宙的視座による新たな芸術の成果を提示する方向性が固まった。また、自治体からの受託研究が毎年1件から3件程度実施され、文化財の保存修復措置や文化財の保護に資した。また、平成9年度及び平成10年度には東京文化財研究所の受託研究の受け入れも行われており、これらの活動の実績は相応である。

大学美術館等で実施されている「間 - 20年後の帰還」展、「よみがえる日本画 - 伝統と継承・1000年の知恵 -」展等の特別企画展・共催展が、毎年10回前後開催され、入場者も平成11年度以降は毎年20万人から40万人程度となっている。また、「奏楽堂 = 演奏芸術センター」で実施されている芸大定期公演や演奏芸術センター特別企画による「2000年ショパン連続演奏会」、「こえ」シリーズ演奏会」等が毎年10件から30件程度開催され、入場者も9千人から2万5千人程度となっており、活動の実績として優れている。

文化交流協定による活動として、取手市で行われている取手アートプロジェクトでは、平成11年度以降毎年5,000人を超える一般参加者を得ており、創作展では毎回150人から200人程度の学生の参加と900人から1,800人の鑑賞者を得ている。また、取手市や台東区の依頼による演奏会についても毎年継続的に実施されており、活動の実績として相応である。

音楽学部では、二期会等、学外芸術団体等との競演・協力による演奏会が毎年行われている。また、邦楽フォーラムでは、全国から小・中・高校・大学の教員や教育委員会関係者、邦楽教育関係者など約300人が参加し、21世紀の学校邦楽教育について演奏・授業のデモンストレーション及び質疑応答が行われている。さらには自治体等が実施する各種催物への講師派遣などが行われており、活動の実績として相応である。

公開講座は、陶芸(美術学部)、お箏を楽しく(音楽学部)等、多彩な講座が実施されており、平成9年度には12講座開講し、393人の受講者を得ている。その後、件数及び受講者も年々増加し、平成13年度には21講座を開講し、623人の受講者を得ている。また、毎年実施しているアンケート調査では、80%近くの受講者から「満

足している」、90%前後の受講者から「講座継続希望」との回答を得ており、活動の実績として優れている。

文部科学省、文化庁、自治体、財団、企業、NHK等への協力として、各種展覧会・コンクール等の審査委員が約190件、各種催物の企画運営等が約250件など、国内各地において様々な切り口で協力されており、研究成果の活用の実績として優れている。

実績や効果の程度(水準)

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙がっているが、改善の余地がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。

3. 改善のための取組

目的及び目標の達成への貢献の状況

「大学美術館」の活動や「奏楽堂＝演奏芸術センター」の活動、更には「大学の人的資源」について、改善事項が把握されているが、これらを含む「社会と連携及び協力するための取組」としての問題点の把握は大学美術館運営委員会、大学美術館評議員会、大学美術館特別展企画会議、演奏芸術センター運営委員会、演奏委員会、オーケストラ委員会、FDiラボ運営委員会等による個別の企画・実施・評価を通じて行なわれている。これら各個別の評価を基に、全学点検・評価委員会（委員長：学長）において大学全体としての課題の把握・評価をしており、取組や問題点を把握する体制や取組として優れている。

大学美術館評議員会、演奏芸術センター運営委員会、FDiラボ運営委員会では学外者を構成メンバーに入れ、意見聴取を行う体制を整えている。また、公開講座及び美術館ではアンケート調査を実施し学外者の意見等を把握する体制も整っており相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、改善のための取組が目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、特色ある取組、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。

評価結果の概要

1. 研究活動面における社会との連携及び協力の取組

東京芸術大学においては、「研究活動面における社会との連携及び協力」に関する取組や活動として、民間等との共同研究、受託研究、奨学寄附金の受入、展覧会や演奏会等による教育研究成果の公開、国内外の芸術家との交流、国・地方自治体等との共同での芸術活動、各種催し物（展覧会、オーディション、コンクール等）の運営・審査、「国宝修理装こう師連盟研修会」等への講師派遣、伝統技術継承のための指導、伝統芸能指導、ワークショップの実施、大学所蔵の有形文化財の公開展示などが行われている。

評価は、取組や活動を運営・実施する体制、取組や活動の内容の各観点に基づいて、取組や活動及びそれを実施するための体制が、目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、取組は目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

2. 取組の実績と効果

評価は、連携及び協力活動の実績・効果、研究成果の活用の実績の各観点に基づいて、当該大学での取組や活動の成果から判断して、目的及び目標において意図する実績や効果がどの程度挙げられたかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙げられているが、改善の余地がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

3. 改善のための取組

評価は、取組や問題点を把握する体制や取組、学外者の意見等を把握する体制や取組の各観点に基づいて、「研究活動面における社会との連携及び協力」に関する改善のための取組が適切に実施され、有効に改善に結びついているかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、改善のための取組が目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特記事項

大学等から提出された自己評価書から転載

本学における基本姿勢：

本学では、各教官が大学全体としての活動のみならず、個々の芸術家として、創作・演奏活動を社会との連携によって行うことこそが、国立唯一の芸術系大学としての使命を遂行するための必須の条件であると捉えている。

本学における「研究」について：

「研究」とは、一般に「深く調べ真理を明らかにすること」と解釈され、「学問の研究」など「の研究」的な言い方がなされる。一方、この語彙には「おさめみがいて深くその道に進むこと」の意が含まれている。本学の「研究」とは、この後者の概念を指す。又、「研究活動」とは、芸術以外の分野では「研究目的・目標が明確で、客観的な原理・法則を探究すること」が主眼とされ、共同作業・分担作業による「集団的営為」と解釈されることが多い。一方、芸術の分野のそれは「研究目的・目標が不明確で、主観的な原理・法則を探究すること」が主眼となり「個人的営為（個人的な営み）」を旨としている。

つまり、本学における「研究活動」とは、個人的な営為により「技能・技量（うでまえ・わざ）を研ぎ、個人の能力を高める」ことを第一義としている。芸術における「研究成果」は「技巧を駆使して美を創造・表現する行為」として表出され他の分野に比較して「社会に対する速効性（即効性）が少ない」といえる。言い換えれば「研究成果の評価」、特にその数値化は究めて困難である。

芸術における研究と教育：

一般の学問の場合は、まず既に存在する知識を学ぶ。次にその知識を組み合わせ、応用することを学び、研究を行い、新たな知識を獲得していくのである。

芸術の場合は、まず既に存在する知識を学ぶことと、新しいものを創造することは必ずしも逐次的なものではない。知識を学ぶことと新たなものを創造すること、或いは新たな表現を獲得することは、並列的に行われることが多い。芸術において知識を学ぶことは受動的なものではなく、能動的かつ創造的な行為でなければいけない。芸術においては教育（学ぶこと）と研究（創造すること）は、芸術行為の両面であり、まず学び、しかる後に創造する事ではないのである。

この観点から見て、本学の芸術教育研究は、教育と研究が、常に表裏一体となって行われている創造的行為と言える。